

第6期中央教育審議会における当面の審議案件について

○教育振興基本計画について

→ 現行基本計画(平成20年度から平成24年度)の実施状況等についての中間的なフォローアップや、次期計画の在り方についての検討を行うことが必要。

○生涯学習・社会教育の振興について(別添1)

→ 第5期の検討課題等の整理等を踏まえ、学びを通じた個人の自立と「絆」の再構築を目指し、

- ①学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決
- ②ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備
- ③学習の質の保証と学習成果の評価・活用等について審議。

○教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(別添2)

→ 平成22年6月諮問
これを受け、教員の資質能力向上特別部会において、

- ①教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力を着実に身に付けられるような新たな教員養成・教員免許制度の在り方
- ②新たな教員養成の在り方を踏まえ、教職生活の全体を通じて教員の資質能力の向上を保障するしくみの構築
- ③教育委員会や大学をはじめとする関係機関や地域社会との組織的・継続的な連携・協働のしくみづくり等について審議中。

○幼保一体化について(別添3)

→ 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、その検討のため、平成22年1月29日に関係閣僚級会合として「子ども・子育て新システム検討会議」を立ち上げた。
現在、同会議の下で関係府省の副大臣・政務官による作業グループ及び有識者等で構成する3つのワーキングチームを開催し、制度の在り方について具体的検討を行っている。
中央教育審議会初等中等教育分科会においては、作業グループ及びワーキングチームの議論の内容について、適宜議論を行っている。

○特別支援教育の在り方について(別添4)

→ 平成22年7月 初等中等教育分科会に審議要請
これを受け、初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会において、

- ①インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革
- ②上記の制度改革の実施に伴う体制・環境の整備
- ③障害のある幼児児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援の実施のための教職員等の確保及び専門性の向上のための方策等について、審議中。

※ 平成22年12月24日に論点整理を取りまとめ、公表。

○学校段階間の連携・接続等について(別添5)

→ 平成20年6月 初等中等教育分科会に審議要請

これを受け、初等中等教育分科会の下に、以下の事項について審議を行う、学校段階間の連携・接続等に関する作業部会を設置。現在、中高一貫教育の検証・改善方策等について審議中。

(作業部会における審議事項)

- ①学校段階間の連携・接続について
 - ・中高一貫教育の検証・改善方策等について
 - ・小中連携について
- ②優れた才能や個性を伸ばす学習機会について

○中長期的な大学教育の在り方について(別添6)

→ 平成20年9月諮問

これを受け、大学分科会において、

- ①教育の質の保証と向上
 - ・体系性・一貫性ある学位プログラムの確立
 - ・公的な質保証システムの改善
 - ・大学教育のグローバル化への対応
- ②大学の機能別の分化と大学間連携の促進
 - ・機能別分化の促進
 - ・大学間連携の促進
- ③教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化等について審議中。

○新しい時代に求められる青少年教育の在り方について(別添7)

→ 平成20年4月諮問

これを受け、スポーツ・青少年分科会において、

- ①これからの青少年教育の意義・役割
 - ②青少年教育における国、地方、民間の役割と連携
 - ③青少年教育施設の在り方
- 等について審議中。

※ 国立青少年教育施設の今後の在り方については、平成22年10月に「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」を設置し、平成23年2月に報告書を取りまとめ。今後、スポーツ・青少年分科会において部会を設置し、さらに検討。

生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について ～第5期中央教育審議会生涯学習分科会における検討状況～ (概要)

第5期中央教育審議会生涯学習分科会では、平成20年2月にまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」(以下「平成20年答申」という。)の提言内容の進捗状況や社会状況の変化を踏まえ、生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について議論し、その検討状況について整理した。

第6期中央教育審議会生涯学習分科会においては、本検討課題等も参考にしながら更に審議を深め、必要に応じて具体的提言をまとめる等の取組を行うことを期待する。

総論 学びを通じた個人の自立と「絆」の再構築を目指して

【今後の検討の前提となる状況等】

○平成20年答申の提言内容の進捗状況、平成20年答申以降の社会状況の変化、昨今の生涯学習・社会教育行政における予算・人員等が減少傾向にあること 等

【今後の検討の進め方等】

○実態把握にこれまで以上に取り組むとともに、生涯学習・社会教育の振興に取り組む意義を明確にした上で、今後、重点的に取り組むべき事柄等を明らかにすること
○国と地方公共団体の関係や役割分担、地方公共団体内の関係行政の在り方等の再検証 等

各論(1) 学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決

地域の多様な主体の力を、地域における多様な学習機会の充実のために一層活用し、地域における学習活動の活発化を図ることで、地域住民等の中の「絆」の再構築や地域課題の解決につなげていくという観点から、以下の具体的課題等を列挙。

- ① 他の施設等との連携強化による社会教育施設の地域課題解決力の向上
- ② 幅広い関係者の連携による地域の生涯学習・社会教育機能の強化
- ③ 学校づくり・地域づくりの一体的推進
- ④ 地域と共生する高等教育機関づくりの促進
- ⑤ 地域の生涯学習プラットフォームの形成とその中核となる地域の学習活動全体のコーディネーターの確保
- ⑥ 社会教育施設の役割に応じた専門職員のスキル向上
- ⑦ 地域や社会に参画する活動の希望者と学校等の活動の場を結ぶための仕組みづくりとその仕組みを生かす人材の育成・確保等

各論(2) ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備

学習環境の整備に取り組むに当たっては、例えば、「子育て世代」、「高齢期」などのライフステージや置かれている状況に応じた学習機会を充実させていくという観点から、以下の具体的課題等を列挙。

- ① 成人一般を対象とした学習機会の充実
- ② 社会人等を対象としたキャリア形成のための学習機会の充実
- ③ 地域や社会に参画する活動に役立つ知識・技能習得のための学習機会の充実
- ④ 人生の次のステップに踏み出すための学習プログラム等の充実
- ⑤ 特別な困難を抱えた者に対する学習機会の充実
- ⑥ ICTの活用等による学習環境の充実

各論(3) 学習の質の保証と学習成果の評価・活用

安心して学ぶことができる環境をつくるとともに、学習した成果を社会全体で幅広く通用させていくためには、学習の質の保証や学習成果の評価・活用の取組の充実が必要という観点から、以下の具体的課題等を列挙。

- ① 生涯学習・社会教育の分野における学習の質の保証
- ② 教育の質の保証の観点からの社会通信教育制度の再検証
- ③ 学習成果の評価とその社会的通用性の向上

(別添2)

22文科初第492号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

平成22年6月3日

文部科学大臣 川端 達夫

(理由)

学校教育の成否は幼児・児童・生徒の教育に直接携わる教員にかかっており、その質と数の充実はいつの時代も最も重要な課題の一つであります。

一方で今日、学校現場ではいじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用をはじめとする様々な課題が急増するとともに、学力の向上や家庭・地域との連携協力の必要性も指摘されており、これらの課題に応えるためにも、教員の実践的な指導力やコミュニケーション能力の更なる向上が求められています。また、学校現場の多忙化や学校を取り巻く社会状況の変化により、いわゆる「学びの共同体」としての学校の機能が十分に発揮されていないとの指摘もあります。

このような中で、保護者や地域社会から信頼される学校づくりを進めていくためには、多様かつ優れた資質能力を有する教員を養成・確保するとともに、教員一人一人が資質能力を高めながら自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるような環境を整えていくことが重要であり、教職員定数の改善など教員の数の充実に関する施策とともに、教員の質の向上に取り組んでいく必要があります。

中央教育審議会からは、平成18年7月に「今後の教員養成・免許制度の在り方について」と題する答申において、今後の教員養成・免許制度の在り方とその中で当面改革すべき事項について御提言をいただきました。この答申を踏まえ、教職大学院制度の創設、教員免許更新制の導入等が実現しておりますが、学校現場の抱える課題に必ずしも十分に対応できていないといった指摘もあり、教員一人一人が教職生活の各段階を通じてより高度な専門性と実践的な指導力を身に付けられるよう更なる改革が求められています。このため、これまでの改革の成果と課題も踏まえつつ、教員養成・採用・研修の各段階について改めて点検し、見直すことが今こそ必要であります。

その際、特に重視すべきは、学校教育における諸課題の複雑・多様化に対応して教員に求められる専門性を今一度見直し、養成段階を含めた教職生活の全体を通じて不断に資質能力の向上や専門性の高度化が図られていくようにするため、教員免許制度と教員養成・採用・研修の各段階を通じた一体的・総合的な取組が行われるようにすることです。

以上のような観点から、教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

1. 教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力を着実に身に付けられるような新たな教員養成・教員免許制度の在り方について

第一に、教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力を着実に身に付けられるような新たな教員養成・教員免許制度の在り方についてであります。

教員は、養成段階を含めた教職生活の各段階を通じてその時々で様々な課題への対応が求められるため、教職に就いてからも不断に資質能力を向上させ、専門性を高めていくことが極めて重要であります。

教職生活の全体を通じて基盤となる資質能力は、第一義的には養成段階で培われるべきものであり、学校種ごとの実態を踏まえつつ、教員として教壇に立つために必要な基礎的な資質能力を着実に身に付けられるような教員養成の在り方について御検討いただきたいと思っております。

現在の教職課程は学部4年を基本としておりますが、より複雑・多様化している学校現場の課題に対応するため、学校現場における実習の抜本的な拡充も含め、教職課程の期間や内容の充実を図るべく見直しを行う必要があると考えており、その具体的な在り方についてお示しいただきたいと思っております。その際、教員養成の出口であり、また教職に就くための資格でもある教員免許制度については、その在り方自体が教職課程の在り方と深く関わっており、相互に関連させつつ見直す必要があるため、御検討いただきたいと思っております。

また、修士段階での教員養成、とりわけ教職大学院の位置付けを明確化し、これを重視する場合には、教職大学院をはじめ専修免許状の課程認定を受けている大学院について、教員養成に係る科目構成やそれに基づく教員構成等の見直しを含め御審議いただきたいと思っております。

新たな教員養成のしくみを真に実効あるものとするためには、いわゆる教員養成学部に限らず、学部・大学院等における教員養成に係る課程認定審査や設置審査をより厳格化するとともに、事後評価システムも強化する必要があると考えており、それらの在り方についても御検討をお願いいたします。

さらに、学校現場に多様、かつ適性のある優秀な人材を確保するため、新たな教員養成を経て育成される資質能力を踏まえ、採用の在り方についても御検討いただきたいと考えております。

2. 新たな教員養成の在り方を踏まえ、教職生活の全体を通じて教員の資質能力の向上を保証するしくみの構築について

第二に、新たな教員養成の在り方を踏まえ、教職生活の全体を通じて教員の資質能力の向上を保証するしくみの構築についてであります。

教員の資質能力は、その基盤こそ養成段階で培われるものですが、その後の教職生活においても適時適切に向上させていくことが重要であります。教員免許制度は、このような資質能力の向上を効果的に保証し得る側面をも有するものであると考えており、その在り方について、新たな教職課程との関係も踏まえつつ御議論いただきたいと思っております。その際、教員が教職生活を通じてより高い専門性を自発的に身に付けていくことを支援するため、教員免許状により一定の専門性を公的に証明する制度の在り方についても御検討いただきたいと思っております。

また、教員免許更新制についても、その効果の検証を踏まえ、今後の在り方を御審議いただきたいと考えております。

さらに、10年経験者研修等の法定研修をはじめ任命権者等が行う様々な研修については、教員免許制度等との関係も考慮しつつ、各教員が教職生活の全体を通じて資質能力の向上を図っていくことを支援するという観点に立って、それらの在り方について御審議をお願いいたします。

3. 教育委員会や大学をはじめとする関係機関や地域社会との組織的・継続的な連携・協働のしくみづくりについて

第三に、教育委員会や大学をはじめとする関係機関や地域社会との組織的・継続的な連携・協働のしくみづくりについてであります。

上記の諸改革を実効あるものとして着実に進めていくためには、新たな教員養成を通じて育成された資質能力を踏まえた採用の在り方の検討のみならず、教育委員会、大学をはじめとする関係機関や地域社会が一体となって教員を養成し、支援していくことが重要であります。そのような取組は、現在も一部の教育委員会と大学等において積極的に行われておりますが、新たな教員養成・採用・研修のしくみの中で、教育委員会から大学への実務家教員の派遣、大学教員の現職研修への参画などの連携・協働がより広範かつ確実に行われるようなしくみを構築するため、その具体的な方策について御審議をお願いいたします。

また、地域や企業など学校とは別の分野で活躍している多彩な人材が学校現場に参画しやすいしくみづくりなど、学校現場を活性化していくための方策についても、具体策をお示しいただきたいと考えております。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。このほかにも教員の資質能力の向上のための方策に関し必要な事項について御検討をお願いいたします。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(諮問)

(6月3日中央教育審議会に諮問)

学校教育における課題の複雑・多様化

- ・ 教員が対応すべき課題の多様化(生徒指導の諸課題、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用など)
- ・ 地域・保護者とのより緊密な連携の必要性
- ・ 教員の実践的指導力・コミュニケーション力の強化の必要性

学校現場を取りまく環境の変化

- ・ 教員への信頼の揺らぎ(不祥事、指導力不足教員の問題を含む)
- ・ 社会の高学歴化に伴う教員の地位の相対的低下
- ・ 教員間の同僚性の希薄化(同僚間で指導し合う文化の消失傾向)

教員の質の充実

教員の数の拡充
(別途検討)

教員が生涯を通じて資質能力を高めながら自信と誇りを持って教壇に立ち、社会からの信頼を得られるような環境を整えていくことが急務

教員の資質能力の向上方策の検討に当たっては、教員が教職生活の全体を通じて不断に専門性を高めていくことを支援するシステムづくりが喫緊の課題

～初等中等教育政策、高等教育政策の一体的な改革～

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

中央教育審議会に諮問(平成22年6月3日)

→ 中央教育審議会 総会の下に「**教員の資質能力向上 特別部会**」を設置して検討

【審議事項】

1. 教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力を着実に身に付けられるような新たな教員養成・教員免許制度の在り方について
→ 教職課程の期間・内容等の充実、教職大学院の在り方の検討、課程認定の厳格化など
2. 新たな教員養成の在り方を踏まえ、教職生活の全体を通じて教員の資質能力の向上を保証するしくみの構築について
→ 教員免許制度の見直し、現職研修の充実、免許更新制の検証と在り方の検討など
3. 教育委員会や大学をはじめとする関係機関や地域社会との組織的・継続的な連携・協働のしくみづくりについて
→ 関係機関や地域が一体となって教員を育て支援する環境づくり、多様な人材の登用など

その他の方策

- ・地域や保護者の声を反映した学校運営の在り方
- ・人事管理の改善・充実
- ・教員が安心して教育活動に専念できる環境づくり
- ・教員が協働して学び合える環境づくり
(同僚性の回復)

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
 与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
 野田 佳彦 財務大臣
 高木 義明 文部科学大臣
 細川 律夫 厚生労働大臣
 海江田 万里 経済産業大臣
 藤井 裕久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

【主査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
 吉田 泉 財務大臣政務官
 林 久美子 文部科学大臣政務官
 小宮山洋子 厚生労働副大臣
 田嶋 要 経済産業大臣政務官
 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
 内閣府副大臣（少子化対策）
 【事務局長代理】
 関係府省の局長クラスから事務局長が指名
 【事務局次長】
 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
 【事務局員】
 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

平成22年6月29日
少子化社会対策会議決定

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者（子どもと子育て家庭）本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体（国・地方・事業者・個人）による費用負担
- ◆ 基礎自治体（市町村）の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金（仮称）をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

中央教育審議会初等中等教育分科会 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」について

1 趣旨・目的

障害者の権利に関する条約(平成19年9月日本政府署名、以下「権利条約」)の批准に向けた国内法令の整備等について、現在全閣僚による「障がい者制度改革推進本部」及びその下に設置された「障がい者制度改革推進会議」における議論・検討が進められている。同会議の「第一次意見」(6月7日取りまとめ)を踏まえた閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性について」(平成22年6月29日)において、「(前略)権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に(中略)制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。」との方針が盛り込まれたことを踏まえ、初等中等教育分野におけるこれら課題に係る審議検討を行うことを目的として、中央教育審議会初等中等教育分科会に標記特別委員会を設置する。

2 論点整理概要(平成22年12月24日)

1. インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について

- インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。
- インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、医療や福祉の関係部局等との連携を図りながら、障害のある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。
- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。
- 就学先決定後も、継続的な教育相談を行い、個別の教育支援計画を見直す中で、柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。
- 市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要。その支援のために都道府県教育委員会は、専門的な相談・助言機能を充実・強化することが必要。

3. インクルーシブ教育システムを推進するための人的・物的な環境整備について

- 発達障害も含め、特別支援教育の更なる充実のため、現場での意識改革、指導方法の充実、人的・物的な環境整備等が必要。
- 合理的配慮については、ソフト・ハードの両面が必要であり、今後、障害種別の内容も含めて一層の検討が必要。
- 特別支援学校と幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習を一層推進するとともに、例えば、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を持たせるなど一層の工夫が必要。
- 特別支援学校のセンター的機能を一層活用することが必要。

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

- インクルーシブ教育システムの構築のため、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的方策として、大学での教員養成の在り方、管理職を含めた現職教職員の研修体系、採用・配置などについて、今後検討していくことが必要。

(参考) 障害者制度改革に係る政府の動向

障害者制度改革に係る経緯

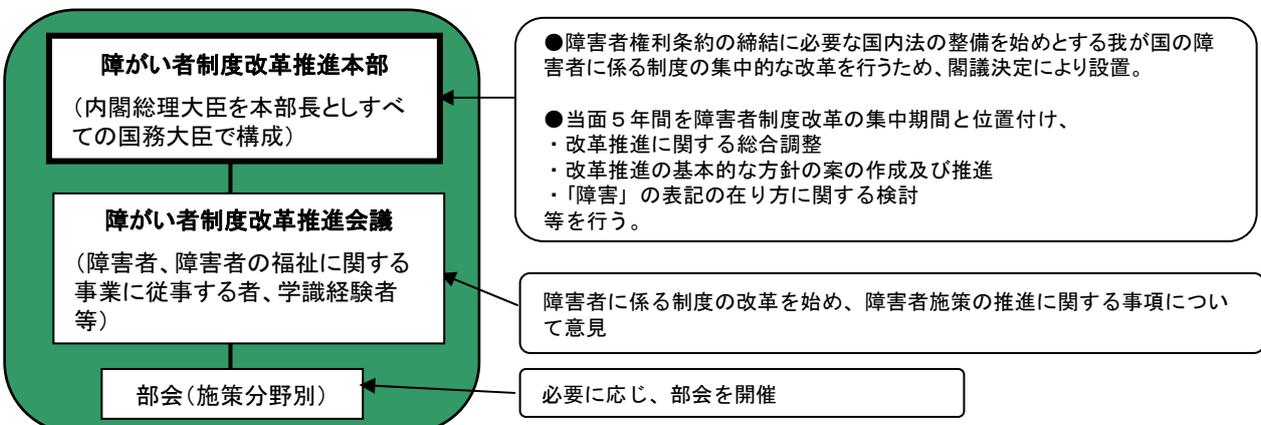
平成18年12月	障害者権利条約(※) 国連総会において採択
平成19年 9月28日	障害者権利条約 署名
平成20年 5月 3日	障害者権利条約 発効
	※計146カ国・機関が署名済み、うち90カ国が批准(平成22年8月現在)
平成21年12月 8日	障がい者制度改革推進本部設置決定(閣議決定)
平成21年12月15日	障がい者制度改革推進本部の下に障がい者制度改革推進会議の開催を決定(障がい者制度改革推進本部決定)
平成22年 6月 7日	障がい者制度改革推進会議「第一次意見」とりまとめ
平成22年 6月29日	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定
平成22年 7月12日	中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会を設置
平成22年12月24日	中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理を公表

※障害者権利条約における教育関係の主要な条文(仮訳)

第二十四条 教育

- 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度(inclusive education system)及び生涯学習を確保する。
 - 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - 障害者が障害を理由として教育制度一般(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等

学校段階間の連携・接続等に関する教育振興基本計画等の記述について

○教育振興基本計画 <抜粋> (平成20年7月1日閣議決定)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- ① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

◇ 総合的な学力向上策の実施

- ・ 6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する。

○「規制改革推進のための3か年計画」<抜粋>

(平成21年3月31日閣議決定)

- 中高一貫教育制度は、平成11年度の導入から約10年が経過していることを踏まえ、中高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行う。
- その上で、中央教育審議会において、各界の意見を聴取した上で、中高一貫教育制度について、現段階における検証を行い、改善方策等について検討する。

【平成21年度中に検討開始】

○ その他の答申

「規制改革推進のための第3次答申」<抜粋>

(平成20年12月22日規制改革会議答申)

- 中高一貫教育制度の趣旨を逸脱していると思われる学校が散見されるため、制度の趣旨について改めて周知すべきである。
- 公立中高一貫教育校の実態を把握し、以下の指摘を踏まえ、問題点・課題の点検・検証や改善方策等の検討を実施し、本来の在り方に則して運営するよう、結論を得て抜本的な改善を図るべき。

【指摘事項】

- ① 結果として学力を問うこととなる適性検査を行わない
 - ② 抽選を必須とし、その倍率を3倍以上とする
 - ③ 子女の家庭状況の調査を実施する
 - ④ 入学承諾書の提出を地域公立中学校と同時期とする
 - ⑤ いわゆるエリート進学校への併設等を見直す
 - ⑥ 私立学校との協議の場を保障する
- ※ 私立と同等の授業料等を中学・高校ともに必ず徴収するという制度をとった場合には、競争条件が同等となるので、上記①～⑥は適用されなくてよい。

「中長期的な大学教育の在り方について」

—中央教育審議会 諮問— 平成20年9月11日

国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中、大学に対する期待と要請は極めて大きくかつ多様となっている。また、進学率の向上と学生のニーズの多様化、18歳人口の減少、国境を越えた大学の教育活動の進展等により、大学教育全体の在り方について見直すべき状況にある。

このため、我が国の大学教育の質を保証し、社会から信頼の向上を図るため、大学教育の将来を見据えた中長期的な在り方について、中央教育審議会に諮問した。

諮問事項

1. 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について

- (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育の在り方について
- (2) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及びその教育の再構成について
- (3) 社会的要請の特に高い分野における人材養成について
- (4) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方について
- (5) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策について

2. グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について

- (1) 大学の国際競争力の向上のための方策について
- (2) 大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応について
- (3) アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等について

3. 人口減少期における我が国の大学の全体像について

- (1) 人口減少期における大学全体の健全な発展の在り方について
- (2) 大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築について
- (3) 全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方について

第5期・中央教育審議会大学分科会の 審議経過と更に検討すべき課題について（概要）

I これまでの全体的な審議と大学を取り巻く諸状況等

1 これまでの全体的な審議

- 平成20年9月の「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問を受け、多岐にわたるテーマに関し、随時、審議経過の概要を公表。
- これまで、具体的な結論に至ったものは、制度改正や予算・事業を通じて具体化。
- 今般、さらに審議すべき事項を取りまとめ。

2 大学を取り巻く諸状況等

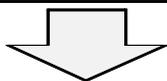
- 国際化・情報化等が進展する知識基盤社会において、大学が、人材育成、学術・文化の継承・発展、地域の社会・産業への貢献に果たす役割は重要。

【量的規模】

- 18歳人口は、当面は約120万人で推移。
- 18歳人口だけでなく、多様な学生（特に、成人と外国人）の受入、また、地域の学習機会に留意しながら、ユニバーサル・アクセスを推進。

【大学教育の質】

- 従来より大学教育の内容と水準に関し、大学内外から様々な指摘。
- 各大学では教育の充実や組織運営の改革に努力。
- 大学が社会の要請に十分応えていくとともに、取組の発信が重要。



II 審議経過の概要（更に検討すべき課題）

1. 教育の質の保証と向上

- 体系的・一貫性ある学位プログラムの確立。
- 公的な質保証システムの改善（設置基準→設置認可審査→認証評価）。
- 大学教育のグローバル化への対応。

2. 機能別分化と大学間連携の促進

- 各大学は、多様な機能を併有しており、また、時代や環境に応じて可変的。
- その上で、どの機能に重点化しても大学の努力が評価されるよう、①各大学の教育研究の状況の可視化、②機能別の評価の導入。
- 大学間の連携の促進、その際の機能別の連携の促進（大学が、地域の知的拠点として積極的役割）。

3. 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化

- 大学の自主的・自律的な判断による組織基盤の強化。
- 財務を含む大学の経営基盤の強化。

(参考) 第5期・大学分科会の審議を受けた論点整理や制度改正等の概要

1. 大学教育の質保証・向上

- 公的な質保証システムの改善
 - ① 設置基準の改善
 - ・ 基準性の明確化に向けた検討。
 - ・ 「社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」を設置基準に規定。
 - ・ また、医学教育の定員増の対応や、法科大学院の質保証に関して設置基準を改正。
 - ② 設置認可審査の改善
 - ・ 明らかな準備不足の申請に対する「早期不認可」を導入。
 - ・ 届出設置をアフターケアの対象に追加。
 - ③ 認証評価の改善
 - ・ 設置基準との関係性を明確化、設置認可審査との接続を改善。
- グローバル化への対応
 - ・ アジア域内の大学間連携（日中韓の「CAMPUS Asia」構想に具体化）
 - ・ 海外大学とのダブルディグリーを推進するガイドラインを公表。
- 大学の活動に関する情報の公表
 - ・ 大学が公表すべき教育情報を明確化（学校教育法施行規則を改正）。
 - ・ 大学の国際的な情報発信を進めるガイドラインを公表。
 - ・ 設置認可・届出に関し、大学の申請内容をウェブサイトで公開。

2. 機能別分化と大学間連携の促進

- 設置形態を超えた機能別分化の促進（今後、各大学のミッションの可視化や、機能別の質保証の実施について検討）
- 機能別分化の進展を踏まえつつ、大学間の連携を促進
 - ・ 教育課程の共同実施の制度化（設置基準を改正し、3事業が発足）。
 - ・ 教育・学生支援の共同拠点の制度化（学校教育法施行規則を改正し、これまで12拠点が大臣認定）。
 - ・ そのほか、戦略的大学間連携、地域・分野別のコンソーシアムを促進。

3. 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化

- 大学財政の重要性と今後の改善を提言
- 私立大学が、自主的な機能別分化を通じ「自立・発展」「連携・共同」「撤退」の方向性を早期に判断できるよう支援
 - ・ H22年度には、私立大学への経常費補助の拡充とともに、自主的に経営改善に取り組む大学を支援。
 - ・ 日本私立学校振興・共済事業団による経営相談の充実（H22には「リーダーズセミナー」を実施）。
 - ・ 透明性と社会からの信頼性の向上のため、私学団体が、財務・経営情報の公表について取りまとめ。

(別添 7)

20 文科ス第 124 号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

新しい時代に求められる青少年教育の在り方について

平成 20 年 4 月 18 日

文 部 科 学 大 臣 渡 海 紀 三 朗

(理 由)

次代を担う青少年の健全な育成のためには、学校、家庭、地域が共にその教育力を生かしながら、相互に連携して社会総がかりで取組を進めることが必要である。しかし、実際には、青少年に対する教育は学校が中心となっており、地域の青少年教育においては、その期待される役割を十分に果たしていない状況にある。

特に、青少年の「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まる中、適切な指導者、多様な活動プログラムなどの教育資源は不十分な状態にある。また、昨今の行財政改革や規制改革の動向等も踏まえるとともに、新しい時代における青少年教育施設に対する要請に応えつつ、その設置や管理運営の在り方を検討する必要がある。

このように、青少年教育は大きな転換点を迎えており、青少年教育の再構築が必要となっていることから、新しい時代に求められる青少年教育の在り方について、次のような事項を中心に逐次検討していく必要がある。

- (1) これからの青少年教育の意義・役割について
- (2) 青少年教育における国、地方、民間の役割と連携について
- (3) 青少年教育施設の在り方について
- (4) その他今後の青少年教育の推進方策について